

# 電気事業法第107条の規定に基づく

## 立入検査の結果

令和元年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおりです。

### 凡例

法：電気事業法

施行規則：電気事業法施行規則

報告規則：電気関係報告規則

電技省令：電気設備に関する技術基準を定める省令

電技解釈：電気設備の技術基準の解釈

火技省令：発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

水技省令：発電用水力設備に関する技術基準を定める省令

風技省令：発電用風力設備に関する技術基準を定める省令

太技省令：発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

お問合せ先：九州産業保安監督部 電力安全課  
メールアドレス：[bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp](mailto:bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp)  
電話番号：092-482-5519

## 【水力発電所】立入検査実施件数 8件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘事項  
(1事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
電線路において電線と植物が接触している。	電技省令第29条、電技解釈第79条

## 【火力発電所】立入検査実施件数 5件

- 指摘事項 なし

## 【風力発電所】立入検査実施件数 2件

- 指摘事項 なし

## 【太陽電池発電所】立入検査実施件数 2件

- 電気事業法に違反する指摘事項  
(1事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
使用前自己確認結果届出書が提出されていない。	法第51条の2

- 自然災害により電気事故が発生した事業場に対する指摘事項  
(1事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
<ul style="list-style-type: none"><li>感電防止等安全対策を適切に講じること。</li><li>破損した太陽電池モジュール等の電気工作物は速やかに撤去すること。</li><li>原因を究明し、電気事故詳報提出時に報告すること。</li><li>地元からの要望等には真摯に対応し、必要に応じて説明すること。</li></ul>	

## 【送変電設備、配電設備】立入検査実施件数 6件

- 指摘事項 なし

## 【需要設備】立入検査実施件数 16件

- 電気事業法及び電気事業法施行規則に違反する指摘事項  
(10事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
・保安規程が順守されていない。	法第42条

・保安規程の見直しに係る届出手続きが実施されていない。	法第42条
・保安規程に基づく年次点検が行われていない。	法第42条

○電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘  
(4事業場)

主な指摘事項	根拠条文など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・接地抵抗値が基準値を超過している。</li> <li>・高圧受電配電設備の出入口に立入禁止の表示がない。</li> <li>・低圧電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない。</li> </ul>	電技省令第11条、電技解釈第17条 電技省令第23条、電技解釈第38条 電技省令第58条

## 【登録調査機関】 立入検査実施件数 4件

○指摘事項 なし